

# 第1章 総論

## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 国・県の対応

国の障害者施策は、平成5年から10年間を計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の基に推進されてきました。その間にも法制度の拡充は行われ、平成11年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行され、平成6年に策定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」とあいまって、バリアフリーのまちづくりが本格的に行われています。なお、本年においては両法律が統合・拡充する形で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。さらに、平成15年度を初年度とする「新障害者基本計画」及びその「重点施策実施5カ年計画」（新障害者プラン）に基づく施策が展開され、措置制度から利用者の選択による契約に改めるなど障害者の自己決定に向けた取り組みが強化されてきました。

このようなことを経て、今後の障害者施策に大きな変化をもたらす「障害者自立支援法」が平成18年4月から施行され、これまで身体障害者、知的障害者、精神障害者がそれぞれ異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度で一元的に提供し、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する新たな体系が創設されました。

県においては、現在平成16年度に策定した「第三次千葉県障害者計画」に基づき施策を推進する中で、平成18年度に、障害のある人もない人も、お互いの立場を理解し、差別や偏見のない社会の実現のために、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定しました。

### (2) 野田市の対応

野田市においては、国・県の状況を踏まえ、平成11年に「野田市障害者基本計画」を策定しました。

その後、従来の措置制度にかえて、障害のある人の自己決定を基本に、契約によりサービスを選択する「支援費制度」が導入されたことに伴い、障害者にかかる施策を総合的かつ計画的に展開していくために、「障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築」を基本理念とした「野田市障害者基本計画（改訂版）」を策定

し、これを障害者施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図ってきました。

### (3) 計画策定（見直し）の趣旨

野田市では、平成 12 年に策定した総合計画において、将来都市像を「市民が創るふれあいのまち野田ー活力とみどりゆたかな文化福祉都市」と定め、これを実現するために、やさしさあふれる「心とのふれあいのまち」など 6 つの基本目標を掲げ、利便性の高い、住みやすい、魅力あふれる、21 世紀に輝くようなまちにするためのまちづくりを推進しています。

その中で、障害者福祉に関しては、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保証するバリアフリーの視点から各種施策の充実を図るとされているところです。

野田市の障害者施策は、この総合計画に沿う形で、具体的には現行の障害者基本計画（改訂版）に基づき進められてきたところであり、福祉のまちづくりパトロールによるバリアフリー化の推進、障害者支援施設の建設支援、障害者職場実習奨励金を新規に立ち上げるなど各種助成事業の実施に取り組むとともに、支援費制度のもとでホームヘルプサービス等の各種サービスが充実される中で、障害者の地域生活支援を前進させてきました。

そのような中、障害者自立支援法が「障害者がある能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる」ようにすることを目的に施行されました。これまで障害種別によりばらばらであったサービス制度を一元化するとともに、障害者がもっと働ける社会を目指すなど、今まで以上に地域生活への移行と就労支援が求められる大きな制度変革が行われました。

野田市においても障害者福祉に関する意見やニーズが複雑多様化してきており、引き続き、利用者本位の支援や障害の特性に応じたきめ細かい対応にも配慮しつつ、障害種別にかかわらず制度格差を解消し、市が障害者に身近な実施主体として積極的に取り組むことが求められております。また、障害者が自立して普通に暮らせ、地域に住む人が障害の有無や老若男女を問わず、自然に交わり、支え合う「自立と共生」の地域社会づくりが求められております。

野田市では、こうした障害者を取り巻く情勢の変化に対応するため、各種手帳所持者へのアンケート、障害者団体へのヒアリング、施設運営者への聞き取り等実態の把握を行いました。

その結果浮かび上がってきた政策課題について、積極的な対応を検討するとともに、必要な施策を推進することを基本に現行の計画を見直し、今後の障害者施策の基本的方向を示す指針として「野田市障害者基本計画（第二次改訂版）」を策定することとしました。

## 2. 計画の期間

計画の期間は、平成 19 年度から見直し前の最終計画期間である平成 23 年度までとします。障害者自立支援法では 3 年を 1 期とする「障害福祉計画」の策定が義務づけられており、その計画とも相互に調和を図るものとします。

また、この計画は社会情勢の変化や法令の改正等、障害者を取りまく環境の変化に対応するため、必要な見直しを行います。

なお、本計画に基づく施策に対する取り組み状況については、野田市障害者基本計画推進協議会に必要な応じ逐次報告することとします。